

中長期計画（第2次）

令和6年度～令和15年度

令和6年6月5日



目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	
2	実施期間	
3	計画の見直し	
第2章	現状と課題	2
1	実施事業	2
	(1) 健康づくり運動普及啓発事業	
	(2) 臓器移植推進事業	
	(3) ファミリーハウス事業	
	(4) 勤労者福祉事業	
	(5) 収益事業	
2	運営体制	7
	(1) 資金運用	
	(2) 組織	
第3章	中長期計画	9
1	事業環境	9
2	事業方針	9
3	実施事業	10
	(1) 健康づくり運動普及啓発事業	
	(2) 臓器移植推進事業	
	(3) ファミリーハウス事業	
	(4) 勤労者福祉事業	
	(5) 収益事業	
4	運営体制	13
	(1) 資金運用	
	(2) 組織	

沖縄県保健医療福祉事業団中長期計画（第2次）

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

沖縄県保健医療福祉事業団は、琉球政府時代における医療保険の剰余金をより積極的に活用し、県民の保健及び医療の向上と福祉(労働者の福祉)の増進に寄与することを目的に昭和49年(1974年)3月29日に設立された。保健・医療・福祉に関する啓発事業、保健医療福祉資金等の貸付事業等のほか、昭和56年に設置された沖縄県総合健康増進センターの運営に関する事業など中心に行ってきた。しかし、平成以降の低い政策金利の影響を受け利息収入が減少し、運営費を補うことができず平成16年度末で同施設を民営化することとなった。翌平成17年度には将来構想基本方針を策定し、施設利用型の健康づくりからより広く県民の健康づくりを支援する事業や新たな事業を実施し、平成25年度には公益法人制度改革に基づく公益財団法人へ移行した。

平成26年度には、経営基盤の安定化及び事業の拡充を図るため、実施期間を平成26年度から平成35年度(令和5年度)までとする10年間とする中長期計画を策定した。同計画は令和5年度で終期を迎えたが、引き続き健康長寿おきなわの復活に向けた取組や、日々変化する社会環境に対応した事業を効率的に実施していくため、現状の課題を踏まえた新たな計画の策定が必要となっている。

令和6年3月に事業団は設立50周年を迎えたが、県においては沖縄県健康増進計画「健康おきなわ21(第3次)」と「健康長寿おきなわ復活に向けたロードマップ」を策定し、県民の健康づくりのための基本的方向や全体目標等を定めたところである。その基本理念を踏まえ、県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体として、協働して推進するとともに、事業団の健全な運営の確保と今後取り組むべき事業を明確にするため、実施期間を令和6年度から令和15年度までの10年間とする新たな中長期計画(第2次)を策定する。

2 実施期間

本計画の実施期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

3 計画の見直し

本計画実施期間中に、事業団を取り巻く環境の変化への対応及び新たな事業実施の必要性が生じた場合は、適宜見直すものとする。

第2章 現状と課題

1 実施事業

(1) 健康づくり運動普及啓発事業

ア 現状

長寿県おきなわを復活させるため、働き盛り世代（特に 20 代から 40 代）を中心に健康的な生活習慣や疾病予防の重要性を啓発し、健康への意識を高めることができるよう運動・栄養・休養に関する開催事業をはじめ、健康情報を広く提供するとともに、市町村及び関連団体と連携して健康づくり活動を支援し、県全体の健康づくりの機運を高めることを目的に以下の事業を行っている。

(期間：平成 26 年度から令和 5 年度)

① 健康づくり及びメンタルに関する講演会、イベント開催事業

毎年、時流に沿ったテーマを選定し運動・栄養・メンタルに関しての講演会等を開催している。参加者の合計は約 11,000 人であった。(オンライン開催含む。)

全年齢を対象とした「いきいき健康あいらんどフェスタ」のほか、若年層向けの健康教室や「こどもスポーツフェスティバル」等のイベントを開催している。

② 健康づくり及びメンタルに関する情報提供事業

無料の健康情報誌「kenko ISLAND」を発行（参考：令和 5 年度発行部数 23,000 部）し、離島を含めコンビニやスーパー等へ設置している。また、近年では若年層向けに SNS（X や Instagram）やウェブを用いて健康情報の発信にも力を入れている。

③ テレビ・ラジオなどマスメディアを活用した広報事業

CM や番組等の放送により、健康づくりに対する無関心層を含め、幅広く健康づくりの啓発を行ってきた。

④ 保険者への健康づくりセミナー開催事業

保険者より委託を受け、生活習慣病予防等を目的に医師や管理栄養士による講話や、運動指導士等による実技を学ぶスマートライフセミナーを開催した。

⑤ 事業所への健康づくりセミナー開催事業

職域からの依頼により運動指導士を派遣し、効果的な運動の実技指導を行った。また、県と共催で健康経営を推進する、職場の健康力アップ事業を実施している。

⑥ 市町村等の健康づくりに関する推進員の育成と支援事業

県が実施していた健康づくりボランティア養成・活動支援を事業団が引き継ぎ 3 年間実施した。その後は市町村健康づくり運動実践活動助成事業において支援を継続している。

⑦ 食育推進関係団体との連携事業

望ましい食習慣を身に着けるため、食育講習会や調理実習といった食育活動の推進を行っている。

- ⑧ 離島地域での講演会、研修会実施及び支援事業
離島地域においても、食育講演会や若年層の健康教室等を行っている。
- ⑨ 健康づくり活動への助成事業
健康づくり運動実践活動を行う市町村や団体に対し助成を行うことで、幅広く健康づくり運動を支援している。(延べ助成件数：市町村 75 件、団体 66 件)

イ 課題

開催事業においては、アンケート等で満足度の高い結果を得ているが、一過性のものでなく、参加者が行動変容に至ったかなど、その後の効果について把握できていない。健康づくりセミナーについては、多方面からの開催要請があり、専門家に委託することで質を確保しているが、保健師等の専門職の不在によるマンパワー不足により現行の域を出ず、事業展開において課題となっている。助成事業については、構成要件等の緩和を行ったが、応募者の拡大や内容の広がりにつながっていないのが現状であり、助成のあり方について検討していく必要がある。

また、健康経営宣言数は増加しているが、取組が不十分な事業所も多く、宣言後の継続した仕組みづくりも必要である。

健康づくり事業全体においては、エビデンスに基づく効果的な普及啓発事業の実施、自然と健康行動がとれる環境整備、最新技術の積極的な活用を行うことが重要である。

(2) 臓器移植推進事業

ア 現状

これまで県内の臓器移植推進を担う専門職員として、臓器移植連絡調整者(臓器移植コーディネーター)を1名配置していたが、増加が見込まれるドナー情報に対応できるよう、平成 29 年度より1名増員し体制を強化した。

臓器提供に関する直近 10 年間の実績としては、ドナー情報数が 152 件、臓器提供数が 20 件となっている。日常業務においても、県や公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下、「JOT」)及び関係機関との連携を図りながら、医療機関に対する移植医療体制整備支援、県民に対する臓器移植への理解及び臓器提供についての意思表示促進を行うため、以下の事業を行っている。

(期間：平成 26 年度から令和 5 年度)

- ① 臓器移植連絡調整者(臓器移植コーディネーター)設置事業
県からの委託事業で、臓器提供事例が発生した際の対応業務及び日常業務として病院巡回や県民に対する一般的な普及啓発活動を行っている。
- ② 移植情報担当者研修会事業
関係医療機関に設置されている院内コーディネーター(移植情報担当者)との情報交換の場として定期的な会議及び研修会を開催している。
- ③ 救急医、脳外科医師等研修会開催事業
臓器提供に関する国際的教育プログラム TPM 研修会及び臓器移植関連学

会へ延べ 23 名を派遣し、人材育成を行っている。

④ 臓器移植の現場を知るセミナー開催事業

臓器提供の現場で活動できる医療従事者等の育成を目的としてセミナーを延べ 6 回開催している。

⑤ 臓器提供可能性調査事業

死亡退院患者の医療記録から臓器提供の潜在的な可能性を調査する事業で、延べ 8 医療機関で調査を行った。

⑥ 臓器移植推進シンポジウム、意思表示カードの促進等普及啓発事業

毎年 10 月に臓器移植普及推進月間行事の一環として、県及び関係団体と共催で臓器移植推進シンポジウムを開催し、臓器提供の意思表示促進については県内市町村及び関係機関等へリーフレット等の設置依頼を行っている。

⑦ 臓器移植希望者への助成事業（平成元年から継続）

臓器移植を希望する人への支援策として、臓器移植希望登録をする際に実施される組織適合性検査に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

⑧ 賛助会員募集事業（平成元年から継続）

県内の医療機関や企業に対し、臓器移植推進事業に賛同する賛助会員の募集を行っている。

【直近 10 年間の県内におけるドナー情報数及び臓器提供数】

		H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	合計
ドナー情報数		10	15	19	15	16	29	12	7	10	19	152
臓器提供数	心停止提供	1	1	4	1	0	0	0	0	0	1	8
	脳死下提供	1	0	1	1	1	3	4	1	0	0	12

※令和 2～4 年度においては新型コロナウイルスの影響によりドナー情報数は減少した。

イ 課 題

県内においても平成 26 年に初めて脳死下臓器提供が行われ、令和 6 年 4 月末時点で 12 例の実績がある。しかしながら、県全体で 200 人超の腎臓移植希望者がいる中、年間 2～3%程の人しか移植を受けられないという現状があり、依然として臓器提供者（ドナー）の数が未だ少ないのが現状である。

これは、臓器提供に関わる医療機関の理解や体制が不十分であることが最大の要因と示唆されていることから、各医療機関に即した支援体制を構築することが課題である。一方で、臓器提供については、まず本人の意思が尊重され、さらに家族の承諾が必要となる。本人の意思が不明な場合は、家族が臓器提供をするかしないか決断することになるため、生前から本人がその意思表示をしておくことが重要であるが、健康保険証や運転免許証など身近なツールで臓器提供の意思表

示が可能となってからも、未だ意思表示率は 10.2%（内閣府「移植医療に関する世論調査」令和3年）と全国的に低く、県民に対しても啓発活動を更に強化する必要がある。

また、令和4年度より県内でも臓器提供施設連携体制構築事業（JOT 事業）が展開されてから、事業団の実施する臓器移植推進事業と重複する事業が散見されることから、今後円滑に県内の臓器移植推進を図るには当該事業との協働が求められている。

（3）ファミリーハウス事業

ア 現 状

ファミリーハウス「がじゅまるの家」は、離島や遠隔地から本島の医療機関に通院・入院する病児とその家族のための宿泊施設として、平成20年度に開所し、施設の管理及び委託による運営（認定NPO法人わらびの会が受託）を現在まで行っている。

また、平成30年度には10周年記念シンポジウムの開催や、令和5年度には施設外壁の経年劣化に伴い建物の防水・外壁塗装工事等の大規模な改修を実施している。本事業は、患者家族の経済的・精神的負担を軽減することによって、県民の医療と福祉の向上に寄与することを目的としており、平成26年度から令和5年度末までに延べ33,635人が利用している。直近10年間の稼働率は以下のとおりである。

【直近10年間の稼働率】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
稼働率	58.5%	64.4%	67.6%	66.9%	65.3%	63.2%	50.5%	36.1%	40.5%	53.9%

※参考

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
稼働率	56.7%	57.0%	77.7%	70.1%	71.9%	71.6%

イ 課 題

稼働率については、最も高かった平成22年度の77.7%と比較すると、コロナ渦の影響も大きいですが、近年低下傾向にあり課題となっていた。その要因の一つとして施設の認知度の低さが考えられ、広報物の作成やリニューアル、広報手段を増やすなど強化する必要がある。

また、物価上昇や賃金水準の引上げに伴う施設運営委託料（特に固定費）の増加や、老朽化していく施設の修繕は引き続き見込まれるため、新たな財源の確保などを検討することやシステム導入等による業務の改善が必要である。

(4) 勤労者福祉事業

ア 現 状

県内において継続的な活動を通じた就労サポートのノウハウを有し、関係機関とのネットワークを活用した就労困難者への総合的な支援を行うことができる団体を公募により選定し、その必要経費を助成する就労支援事業を実施している。

本就労支援事業における就労困難者への支援者数は、平成 26 年度から令和 5 年度まで延べ 12,449 名となっており、主な助成対象事業は以下のとおりである。

- ① 就労困難者に対する雇用に関する相談及び指導
就職活動及び就労支援に関する各種セミナー及び訓練並びに就労体験を実施した。
- ② 就労困難者に対する雇用に関する情報収集及び提供
支援対象者の個別ニーズに応じた無料職業紹介並びに働く人のためのガイドブック制作及び配布を行った。
- ③ 資格取得、技術又は技能の習得等職業能力を高める事業
パソコン技能向上と検定取得講習並びに調理師資格取得試験準備講習を開催した。

イ 課 題

県内における完全失業率は、平成 26 年度の 5.6%から令和 5 年度の 3.2%に改善が見られるものの、若年者の失業率及び離職率は全国平均を大きく上回り、県民所得に至っては全国最下位の状況が続いていることから、求職者への一過性の就労支援で終わることなく、就労後も長く職場に定着し、リスクリングによる所得向上等に繋がる継続した幅広い支援が求められている。

また、現在就労中であっても、長時間労働や過重なストレスによる病気休職者の増加等の様々な課題があり、県内の勤労者が働きがいを感じ健康的にいきいきと活躍できる労働環境の実現に向け、その課題やニーズを把握し効率的な支援を検討する必要がある。

(5) 収益事業

ア 現 状

事業団所有施設（旧健康増進センター）は民間フィットネス事業者（株式会社フィットネスプロモーション）との当初契約期間の満了後、新たに定期建物賃貸借契約（令和 2 年 9 月から令和 11 年 3 月まで）を締結し貸し付けを行っている。

敷地内から湧出する温泉についても、上記事業者との当初契約期間の満了後、新たに温泉供給契約（令和 2 年 9 月から令和 11 年 3 月まで）を締結し、ジスタス浦添及び浦添の湯への供給を行っている。

また、温泉をくみ出す際に生じる水溶性天然ガスを燃料とする発電用設備の土地については、株式会社シントーとの当初契約期間の満了後、新たに事業用定期

借地権設定契約及び土地使用貸借契約（令和2年11月から令和13年3月まで）により貸し付けているが、賃借人による発電事業は運転停止の状態が続いている。

イ 課題

事業団所有施設（旧健康増進センター）は竣工から43年が経過し、老朽化した設備（受水槽及び排水管等）について、計画的な取替・改修が必要となっている。

また、突発的な設備の不具合や故障に備え、早急に対応ができる予備費等の予算確保が求められる。さらに、現契約の定期建物賃貸借契約及び温泉供給契約の期間満了後の対応について検討を進めていく必要がある。

2 運営体制

(1) 資金運用

ア 現状

令和元年度までは、運用益の減少傾向が続いていたが、令和2年度以降は、より効率的な運用を目指し、定期預金を有価証券での運用に切り替えを行ったほか、円安や株価の上昇など運用環境の変化により、減少傾向に歯止めをかけた。令和4年度からは、円安が加速し為替に連動する債券の金利が上昇したため運用益が増加している。

また、公益法人として資産運用の管理やガバナンス体制を整備するため事業団資産運用基準（平成14年3月28日制定）の見直しを行い、令和元年度に新たな事業団資産運用規程を制定した。

【資金運用益の推移】

単位：千円

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
運用益	255,709	210,735	180,692	166,669	151,331	116,772	135,594	119,906	165,966	160,760
利回り	3.40%	2.70%	2.35%	2.17%	1.97%	1.54%	1.84%	1.66%	2.30%	2.21%

イ 課題

現在は、歴史的な円安水準となり運用益は増加しているが、今後、円高へ転じた場合にも、安定した利息収入を得られるよう円高対応を考慮した金融商品の選定が必要となっている。また、令和5年度末時点において、円建ての外国債券を多く保有しているが、国内においてもマイナス金利が解除されたことによる今後の動向を注視し、リスク分散のため、資産クラスの特徴に応じた保有割合を検討する必要がある。

(2) 組織

ア 現状

前計画で課題となっていた職員数の減少と高齢化については、正職員の採用により一部改善されている。県派遣職員については、平成 26 年度に主幹 1 名の派遣が終了後、平成 27 年度以降は専務理事のみとなっており、事務局長を兼任している。

また、臓器移植コーディネーター 1 名が増員となった平成 29 年度以降は、正職員は 9 名体制（再任用を含む）が続いている。保健師等の専門嘱託員については、人材の確保が難しいことや、事業の見直し等を行い、令和 4 年度以降は不在となっており、必要に応じて外部委託を活用し、その代替として職員同様に特定の業務に従事させる事務嘱託員を採用している。

業務管理については、令和元年度より勤怠管理システム、令和 2 年度より給与システムを導入し業務の効率化及びデータ管理の向上を図っている。

【正職員の採用状況】

単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
事務（新卒）		3						1	1	
事務（経験者）				1	1					
臓器移植コーディネーター(Co)			1		1					

【正職員の年齢構成比較】

単位：人

	20代	30代	40代	50代	60代
平成 26 年度			1	5	
令和 5 年度	1	4	2	1	1（再任用）

【職員数の推移（派遣職員等含む）】

（年度末時点）単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
県派遣職員 （役員含む）	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
正職員	5	6	7	6	6	6	5	6	6	6
正職員（臓器 Co）	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
正職員（再）				1	1	1	1	1	1	1
嘱託員等 （保-保健師） （栄-管理栄養士） （運-運動指導士） （臓器-臓 Co）	5 保健 栄養 運動 臓器 賃金	4 保健 栄養 臓器 賃金	2 保健 運動	2 保健 栄養	4 栄養 運動 事務 2	6 栄養 運動 事務 4	5 運動 事務 4	5 運動 事務 4	3 事務 3	2 事務 2
合計	13	12	11	12	14	16	14	15	13	12

※令和 2 年度は、年度途中で退職者があり職員が 1 名減となっている。

イ 課題

中長期計画に基づき業務を継続的、安定的に行える正職員の適正人数を設定する必要がある。また、専門職等の不在により、健康づくり運動普及啓発事業においては、業務管理等における質の確保や、施設管理に関連する業務においては、円滑に業務を進めるのが難しいことが課題である。現在、事務局として健康づくり課の設置のみであるが、実情に応じ事務局の体制を検討する必要がある。

また、文書の管理や会計に関する業務については、業務の効率化を図る必要があることや、職員の研修等の実施が十分ではなく職員の資質向上を図る環境を整えることが課題である。

第3章 中長期計画

1 事業環境

沖縄県の保健・医療・福祉を取り巻く環境においては、令和2年に厚生労働省が発表した都道府県別生命表の平均寿命が、男性は全国43位、女性は16位となり、前回（平成27年）の36位、7位より後退したことや、県民所得の低さを背景とした子どもの貧困率の高さ等が社会課題となっている。

また、国が推進する健康日本21（第三次）では、個人と社会環境の両面から、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す基本方針のもと、多様化する社会において誰一人取り残さない健康づくりを推進している。一方、公益法人を取り巻く環境としては、多様で変化の激しい社会ニーズに対応し社会的課題を解決するため、内閣府の「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」において公益法人制度の改革に向けた最終報告がなされ、公益法人制度に関する会計基準やガイドラインがまとめられた。令和7年度には新公益法人制度の施行が見込まれており、公益法人として果たすべき役割は重要性を増している。

また、令和6年の日本経済については、緩やかな景気回復と金融政策の転換が見込まれるが、海外経済に関連するリスクへの注意も必要である。事業団においても、主要な収益である運用益の確保のため、今後も経済動向の変化に対応した資産運用が求められている。

2 事業方針

事業団は、「県民の保健及び医療の向上と福祉の増進」を図る目的で設置されており、公益財団法人として県の施策に沿った事業を実施するとともに、民間の力を積極的に活用し効率的な事業展開を行うものとする。

公益各事業においては、関係団体と連携を図りながら、時代のニーズに対応した事業を実施していく。収益事業については、計画的に改修を行い、建物の長寿命化を図り、現契約終了後も、施設の状態に応じた契約年数を設定し、新たな賃貸借契約を行い安定的な収益確保に努める。なお、次期賃貸借契約終了後の将来計画について

でも検討を始めていく。

また、資金運用にあたっては、資産運用規程に基づき、金融市場の動向や他法人の運用事例等も注視しながら、基本財産については、安全性かつ確実性の高い預貯金や有価証券で運用するものとし、その他の資産についても適正かつ効率的な運用を行う。

3 実施事業

(1) 健康づくり運動普及啓発事業

県は、令和 5 年度に終期を迎えた「健康おきなわ 21 (第 2 次)」に続く新たな計画として、計画期間を令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間とする「健康おきなわ 21 (第 3 次)」を策定した。その中で、県の平均寿命の全国順位の低下や労働者の有所見率が全国最下位であったことなどをふまえ、県の目指す健康づくりの基本的方向を「個人の行動と健康状態の改善」「健康を支える社会環境の質の向上」「生涯を通じた健康づくり」としている。

また、重点取組事項として、「肥満の改善」「働き盛り世代の健康づくり」「市町村等との連携強化」を掲げており、事業団においても指針に沿った健康情報の発信及び生活習慣の改善等を行うため、県の関係部局を超えた連携も視野に、取り組んでいく。

事業実施においては、個人が健康づくりの行動変容を起こすよう、エビデンスのある健康づくりや支援策、健康づくりが身近で継続できるようなアプリの導入といったデジタル技術等の積極的な活用、職能団体との連携及び専門職による監修により、事業内容の質を確保し効率的な事業を展開していく。

県や行政機関、民間企業の間位置する事業団の特性を活かした事業を展開することで、県全域の健康づくりの機運を高めることに寄与する。

肥満の改善に対しては、関係団体との連携により食育や運動習慣の定着化に向けた啓発活動を強化し、県が掲げる指標である適正体重を維持している者の割合について改善できるよう取り組んでいく。

また、働き盛り世代の健康づくりとしては、健康経営の推進だけでなく、取り組みの評価及び改善までを支援する。

事業項目については、事業内容ごとに分類を見直し以下のとおり整理した。なお、前計画で記載のあった「離島地域での講演会、研修会実施及び支援事業」については、関連する各項目において検討を行い、引き続き離島を含めた事業も実施する。

① 健康づくりに関する開催事業

講演会、イベント等については、テーマや年齢等のターゲット層を明確化することで効果的に開催する。また、後追いのアンケート等により行動変化や知識の定着化を調査し、健康づくりの行動変容につなげる。

② 健康づくりに関する情報提供及び広報事業

誌面やマスメディア、SNS 等の特性を活かした健康情報の発信や啓発を行う

ことで、多くの人に情報を届けることができ、県民一人一人のヘルスリテラシーの向上や健康格差の縮小を目指す。

③ 健康づくりに関する関連団体等との連携事業

特に働き盛り世代を対象に、健康づくりの専門性（運動や食育等）を持つ関連団体と連携し、生活習慣や職場環境の質の改善等を行い、健康経営の積極的な推進を行う。

④ 健康づくり活動への助成事業

健康づくりを行う地域や団体等へ助成することで、社会環境の質を向上させ、健康づくりの地域格差を縮める。また、助成実績のない市町村等へ周知の強化及び全市町村を対象にアンケート調査等を実施し、助成要件（助成対象・助成金額等）の見直しを行う。

⑤ 健康づくりに関する調査事業

県民性に沿ったエビデンスを伴う健康づくりを行うため、大学や研究機関等と調査や実証実験等を行い、健康づくりの行動変容や健康寿命の延伸に寄与する。

（2）臓器移植推進事業

県の作成した「沖縄県の臓器等移植の現状と課題」（令和6月年3月作成）にあるように、事業団においても県やJOT及びその他関係団体と密に連携を図りながら、医療機関に対する体制整備の支援・臓器移植に関する啓発等を効果的に実施する。

医療機関の体制整備支援については、臓器移植コーディネーターが院内コーディネーター（移植情報担当者）を設置する県内の医療機関と協働するとともに、JOTが実施する臓器提供施設連携体制構築事業を効果的に活用し、臓器移植に係る連携体制の強化を図る。

県民への普及啓発については、県及び関係団体と連携を図りながら、イベントの開催のみならず教育の場等も活用し、臓器移植への理解を深めるとともに、臓器提供の意思表示の促進を図る。

事業項目については、事業内容の関連性や類似性を考慮し以下のとおり整理した。

① 臓器移植連絡調整者設置事業（県からの委託事業）

あっせん業務発生時には専門的な知識及びスキルが求められることから、臓器移植コーディネーターにおいては、JOT及び関連学会が開催する必要な研修会等への積極的な参加を促す。また各医療機関に即した適切な対応が行えるよう、関係医療機関等への定期訪問を実施する。

② 医療機関における移植医療体制整備事業

院内コーディネーター（移植情報担当者）を設置する医療機関との情報交流の場として、定期的に沖縄県移植情報担当者会議及び研修会を開催する。またTPM（スペイン研修）への派遣及び県外研修会等への派遣を行い、より先導的かつ積極的な活動が担える人材を育成する。また医療職初任者等に対しては、

ワークショップセミナー等を開催し臓器移植に対する啓蒙を図る。

③ 県民への普及啓発事業

臓器移植に関する理解を深める機会として、臓器移植普及推進シンポジウムや関係団体等と共同連携したその他の事業を実施する。また、メディアや SNS 等を有効に活用した情報発信を行い、県民の意識変容を把握することに努め、より効果的な臓器提供についての意思表示促進を図る。

④ 臓器移植希望者への助成事業

臓器移植を希望する人への支援策として、臓器移植に関する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

⑤ 賛助会員募集事業

県内の医療機関や企業に対し、臓器移植推進事業に賛同する賛助会員の募集を行う。

(3) ファミリーハウス事業

離島や遠隔地から本島の医療機関に通院・入院する病児とその家族の負担軽減を図るため、「がじゅまるの家」を継続して運営していく。

課題となっている稼働率については、施設の紹介動画を作成し、医療機関等や北部・離島地域へ広く配布するだけでなく、本来想定している患者家族向けに周知を強化するため SNS を活用するなど、認知度の向上を図り改善する。

施設の管理・運営については、細かな修繕による施設の長寿命化やネーミングライツといった財源の確保についても検討する。

また、システム等の導入によるデジタル化を進め、施設利用者の安全性や利便性の向上及び委託先である施設スタッフの業務改善も行う。

(4) 勤労者福祉事業

既存の就労支援事業については、就労困難者に対する就労支援に加え、就労後の定着化支援及び資格取得・スキルアップ支援等へも助成対象を広げ、就業と収入の安定化に繋げるとともに、雇用機会の拡大並びに人材育成を通じた勤労者福祉の向上を図る。

また、勤労者の健康増進並びにワークライフバランスの推進等の労働環境改善に資する新たな支援策についても検討していく。

(5) 収益事業

事業団所有施設の老朽化した設備を計画的に取替・修繕し、現有施設の賃貸及び温泉の供給を継続して行うことにより、県民の健康の維持増進並びに安定した収益の確保に努める。また、令和 11 年 3 月末で契約期間満了となる定期建物賃貸借契約及び温泉供給契約について、次期契約に向けた方針を策定し、計画的かつ円滑な契約締結を行う。

4 運営体制

(1) 資金運用

国内外の市場動向や金利状況を慎重に判断しながら、外国債券の保有割合を現在の約7割から段階的に引き下げ、国内債券等の保有割合を高める分散投資を行い、リスク軽減を図る。具体的には、保有債券の償還による買い替えの際、国債、事業債等の国内債券の購入及び定期預金での運用等により、その割合を5割程度まで引き上げ、偏りのない資産クラスの再配分並びにリスクの分散化に努める。また、運用益については、安定した事業運営に資するため、計画期間中の平均目標額として令和5年度並みの約1.6億円の確保を目指す。

(2) 組織

① 組織の強化

自律的、持続的な管理体制を構築するため、事務局に班の設置や専任の事務局局長職の設置等を検討していく。理事会等の安定的な運営のため、役員数及び構成の在り方を検討する。

② 職員の採用及び嘱託員の活用

職員数の適正化計画を策定し、再任用職員の後任について採用の必要性を検討する。また、業務量や業務内容に応じた嘱託員の適正配置を行う。

③ 職員等の資質の向上

全体研修の実施及び管理職を含め個人に応じた研修を積極的に活用する。また、関係機関・団体への出向の検討、他の公益法人との情報交換を行い職員の資質高める。

④ デジタル化の促進

文書管理システム、電子決済・契約等のシステムの導入等により、業務の効率化及び関係法令等の改正にも迅速に対応できる仕組みを構築する。

また、積極的にデジタル化を促進し、業務の生産性を高めるとともに、経費の削減に努め、対応できる人材の確保や育成にも力をいれていく。

⑤ 労働環境の整備

法令、事業団就業規程等に基づくコンプライアンスの遵守を徹底するとともに、健康づくりを推進する法人として、自ら「健康経営」等に取り組み個々の職員の活力やモチベーションの向上を図ることで、離職者が出ない組織づくりを行う。また、臓器移植コーディネーターについては、職種の専門性を考慮した処遇改善を検討する。